

京都市社会福祉審議会「平成28年度第1回社会福祉充実計画審査専門分科会」摘録

日 時：平成29年3月14日（火）午後2時00分～午後3時10分

場 所：ウイングス京都 セミナー室A

出席者：長上分科会長，明石委員，岩田委員，寺田委員，土江田委員

事務局：大泉担当部長，徳永課長，山本担当課長（監査適正給付推進課）

田中係長，新井係長，南，村田，山本，高矢

議事 （1）専門分科会長の選出

（2）社会福祉法人制度改革について

（3）社会福祉充実計画の審査の観点，方法等について

（〇は，委員発言）

【徳永課長】

ただいまから京都市社会福祉審議会「平成28年度第1回社会福祉充実計画審査専門分科会」を開催させていただきます。

皆様におかれましては，御多用中にもかかわらず，御出席を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

本日は，最初の専門分科会となりますので，後ほど，専門分科会長の選任等をお願いいたしますが，はじめに，開会に当たりまして，保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進担当部長の大泉から，ひとこと御挨拶申し上げます。

【大泉部長】

「京都市社会福祉審議会 平成28年度第1回社会福祉充実計画審査専門分科会」の開催に当たりまして，一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては，日ごろから京都市政，とりわけ保健福祉行政に多大な御支援，御協力をいただいておりますことに，厚く御礼申し上げます。

また，この度は，御多忙にもかかわらず，この社会福祉充実計画審査専門分科会の委員・特別委員への御就任をお引き受けいただいたことにつきまして，重ねて御礼申し上げます。

さて，社会福祉法人をとり巻く状況が大きく変化していく中で，社会福祉法人の制度改革が大きな流れとして，進められています。その一環として，本年4月施行の社会福祉法の改正におきましても，大きな見直しが行われています。

社会福祉法人は，長年，福祉サービスの主たる担い手として，中心的な役割を果たしてまいりました。

今般の法改正におきましては，社会福祉法人が，引き続き地域福祉の中心的な担い手で在り続け，地域社会に更に貢献する存在となるため，より公益性・非営利性

を高め、国民に対する十分な説明責任を果たす観点から制度の見直しが行われます。

当専門分科会は、福祉サービスに再投下が可能な財産を有する法人に策定が義務付けられました「社会福祉充実計画」につきまして、本市が審査承認を行うに当たり、専門的見地からの御意見をいただくことを目的として、京都市社会福祉審議会に新たに設置したものでございます。

本市といたしましては、委員・特別委員の皆様から社会福祉等に関する幅広い視点からの御意見をいただき、適切に審査するとともに、審査過程の透明化を図ってまいりたいと考えておりますので、何卒、お力添えを賜りますようお願いいたします。

本日は、来年度からの審査承認に向け、まず、本専門分科会での審査の観点や進め方について事務局から案を示させていただいたうえで、より適切な審査の実施に向け、委員の皆様からの御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後の御支援、御協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

【徳永課長】

議事に入ります前に、会議の公開について御説明いたします。本専門分科会につきましては、法人の事業活動等に関する情報を扱うことから、原則として非公開としておりますが、本日の審議では、非公開情報を取り扱いませんので、広く市民の皆様へ審議の過程を知っていただくため、公開の会議とさせていただきますので、御了承ください。

続きまして、今回が初回の専門分科会となりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

(委員、事務局紹介)

【徳永課長】

次に、専門分科会の成立について御報告申し上げます。

京都市社会福祉審議会条例施行規則第1条第3項の規定により、専門分科会は所属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととされております。

本日は5名全員の方に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

【徳永課長】

それでは、これより議事に入らせていただきます。まず、今回が、初回となりますので、専門分科会長の選任をお願いしたいと存じます。京都市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定によりまして、委員の皆様の互選となっております。

専門分科会長の選任ですが、どなたがよいか、御推薦がございましたら、御発言をお願いいたします。

○【土江田委員】

学識経験者であり、京都市社会福祉審議会の御経験もある長上委員に専門分科会長を御就任いただくことがよろしいかと考えますが、皆様いかがでしょうか。

【委員全員】

(異議なし)

【徳永課長】

長上委員よろしいでしょうか。

○【長上委員】

(了承)

【徳永課長】

長上委員に御了解いただきましたので、専門分科会長に御就任いただき、この後の進行をお願いいたします。

長上委員、会長席へ御移動をお願いします。

それでは、長上専門分科会長から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○【長上分科会長】

本日は初回であり、事務局からの説明を聞き、理解を深めて、より良い分科会になるようにしたいと思います。

何をもってしても利用者の為になるかどうか、また、法人で働く人たちが、働き甲斐を持って社会福祉を進めていけるかどうか、一番のポイントだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【徳永課長】

それでは、続きまして、京都市社会福祉審議会条例第6条第5項の規定により、専門分科会長に事故あるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理するとされていますことから、本専門分科会が円滑に運営されるよう、会長職務代理者の選出をお願いいたしたいと存じます。

この件につきましては、長上分科会長から御指名をお願いします。

○【長上分科会長】

社会福祉士であり、社会福祉施設の指定管理者選定委員もお務めの明石委員に会長職務代理者をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【委員全員】

(異議なし)

【徳永課長】

明石委員は、よろしいでしょうか。

○【明石委員】

(了承)

【徳永課長】

それでは、これからの進行につきましては、長上専門分科会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○【長上分科会長】

それでは、議題に移らせていただきます。「社会福祉法人制度改革について」事務局から説明をお願いします。

【山本担当課長】

資料3及び資料4を用いて、「社会福祉法人制度改革について」を説明

○【長上分科会長】

それでは、ただ今の事務局の説明について質問・意見等があればお願いします。

○【土江田委員】

資料4の最後に「終了承認通知書」というものがありますが、これは、法人が充実残額を使い切ったということで終了という理解でよろしいでしょうか。

計画を実施する過程で残額が増えたり減ったりの変更があるかと思いますが、その場合はどうするのでしょうか。

【山本担当課長】

大きな変更があった場合は、変更申請書を提出してもらうことになります。

○【土江田委員】

委員の役割はこの計画の入口だけなのでしょうか、終了についても審査しないといけないのでしょうか。

【山本担当課長】

終了については、報告という形を考えています。

○【岩田委員】

説明の中で5年と出てきていましたが、5年に何か意味があるのでしょうか。

【山本担当課長】

5年と決まっているわけではありません。事業内容によって、長い短いがあるので、例えば、3年でも構いません。

計画期間が十分であるかどうかは委員の皆様に審査していただきたいポイントの一つと考えています。

○【明石委員】

どれくらいの法人から計画が提出されると見込んでいるのですか。

【山本担当課長】

全国経営者協会が、昨年実施したアンケート調査では全法人の15%という試算結果が出ています。本市でも各法人の試算を集約しているところで、まだ全ては出揃っていませんが、それに近い数字になると思っております。

○【長上分科会長】

実数でいうとどのくらいですか。

【山本担当課長】

大体40法人です。

○【長上分科会長】

充実残額の下限は決まっているのですか。

【山本担当課長】

数万円単位となります。ただし、計画策定の際に公認会計士等から意見を聴収する際に掛かる費用も控除できることになっており、その費用で残額が無くなってしまう場合も考えられます。

○【長上分科会長】

あくまで余剰なので、額は決まっていないということですか。

【山本担当課長】

そうです。例ですが、20万円の残額が算出され、特に他に控除するものが無ければ、20万円の充実計画が提出されることもありえます。

○【土江田委員】

我々の感覚だと、何億円という事業規模の法人に対して、数十万の残額は、誤差のようなものではないかと思いますが。

【山本担当課長】

実際のところ、どうなるかはわかりませんが、理屈上は数十万円でも残額があり

となります。

○【長上分科会長】

手間の方がかかりそうですね。

【大泉部長】

大きな法人の話が出ましたが、残額が出る法人のイメージとしてはそうかもしれませんが、実際のところ、小さな法人でも残額が出た場合は充実計画を作成しないといけないというのが法律の趣旨となっています。

○【長上分科会長】

もしかしたら、色々矛盾が生じるかもしれませんね。

他に意見等はないでしょうか。無ければ、続いての議題「社会福祉充実計画の審査の観点、方法等について」の説明を事務局からお願いします。

【山本担当課長】

資料5を用いて、「社会福祉充実計画の審査の観点、方法等について」を説明

○【長上分科会長】

それでは、ただ今の事務局の説明について質問・意見等があればお願いします。

○【明石委員】

書面だけで判断するのでしょうか。現場へは行かないのですか。地域のニーズは書面だけではわからないことが多いと思いますが。

【山本担当課長】

地域のニーズの把握の場は、国の制度でいうところの地域協議会が該当します。京都市では、各区の地域福祉推進委員会の場を活用して実施したいと考えており、その場には当課の課長級も参加して、意見を聴取することとしています。その内容を事務局からお伝えしたいと考えております。

分科会は書面だけの審査になるので、疑問点等が出た場合は、確認して、後日回答させていただきたいと考えております。

○【長上分科会長】

行政は法人の監査を行うので、そことの連携も重要になるのではないのでしょうか。

【山本担当課長】

所管課が、相談を受けることも多いと思われますので、所管課とも連携して、計画の事業がどんな内容なのかをできる限りお伝えしたいと考えております。

○【長上分科会長】

計画の適合性を図るうえで、現場を知らないとなかなか難しい。私たちも目配り気配りが求められるのでしょうか。

○【寺田委員】

説明の中で、地域の声、地域のニーズという言葉が随所に出てきていました。地域協議会の役割は非常に大きいと思います。地域協議会で出た意見を分科会で紹介してもらいたいです。

意見を聴くことで、私たちも地域のニーズを知る機会になり、各地域のニーズを考えることができると思います。

それと、もう一点、法人が地域協議会で意見聴取を行う場合はどういったものを提出するのでしょうか。

【山本担当課長】

まだ、イメージでしかありませんが、各委員がわかりやすい資料を1枚程度作成してもらえればと考えています。

○【岩田委員】

各委員には、どの資料が渡されるのでしょうか。

【山本担当課長】

仮審査結果一覧と充実計画の両方を事前に送付させていただく予定です。

○【岩田委員】

書面だけは、中々どのように見ているのか、わかりにくいと思います。

また、仮審査の結果については、行政の方できっちり確認している信ぴょう性の高いものと考えてよいのでしょうか。

【山本担当課長】

そもそも各法人がどのような事業を実施しているのかについても知っていただく必要があると考えています。そのために、各法人のHPのURLを御案内するか出力したものをお渡しするかを、検討中です。

【大泉部長】

隅から隅までチェックしていただく必要はないと考えています。それぞれの専門的な立場で大きな観点から御意見をいただきたい。その意見を踏まえて、我々は判断していきたいと考えています。

○【土江田委員】

5年の計画終了とともに事業を止められてしまったら、困るのではないでしょう

か。事業を継続していただけるように、何か特別な意見を付するとかが必要なのではないですか。

もう一点、内部留保のたくさんある大きな法人が、地域の弱小法人が実施している事業を無償で実施するという事は起きないのでしょうか。また、それは審議の対象になるのかどうか。

今現存する社会福祉事業を無償又は低額で実施するという事になると、地域の社会福祉事業が壊れるのではないかと思うのですが、そういった想定はしているのでしょうか。

【山本担当課長】

無いことはないと思います。

○ **【土江田委員】**

そういった使い方をされた場合に、ノーと言えるのでしょうか。

○ **【長上分科会長】**

だからこそ地域協議会が重要であり、その場に他の社会福祉法人も参加していると、なお良いと思います。

○ **【土江田委員】**

そのとおりだと思います。だからこそ、地域公益事業だけが地域協議会に図ることになっていますが、必要な場合は、社会福祉事業でも地域協議会に図る必要があるのではないのでしょうか。

○ **【長上分科会長】**

確かに、審査の際には、地域の他法人の状況がわかりません。取りあいや他の法人の事業を潰してしまうかもしれない。

○ **【土江田委員】**

ニーズがある事業というのは、待機をされている方がたくさんおり、また高額な事業であることが多く、実際の所はそんな事にはならないとは思っていますが、もしそんな札束で頬を叩くような法人が現れたらという懸念を抱いたので。

【大泉部長】

不足するサービスにどう提供していくかということになるので、他法人がやっていたとしても、まだまだニーズがあると思っていますが、そういう食い合いも、確かに発生するかもしれません。

○ **【長上分科会長】**

審査の観点の一つとして、他法人への影響を入れておくとよいかもしれないです

ね。

【大泉部長】

観点として、非常に重要な意見をいただいたと考えております。

○ **【明石委員】**

法人が実施する事業が、新総合事業と被ったりしないのでしょうか。

現在、学区社協ではボランティアを募っていますが、法人が無償で実施し、しかも施設の職員が行うとなった場合にどちらを選ぶとなったら、地域性がすごく出そうな気がします。

【山本担当課長】

関係性が出てくる事業については、担当課と情報共有しながらやっていきたいと考えています。

○ **【明石委員】**

継続性がすごく大事だと思います。単発的にお金がある間だけ実施されても利用者は困ります。

○ **【長上分科会長】**

初年度が大事だと思うので、形式的にならないように出来るだけ丁寧に進めていきたいと思います。

それでは、本日の議題につきましては全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

【徳永課長】

本日は、ありがとうございました。

本日の専門分科会は、初めての開催ということで、制度改革の概要や今後の審査の観点、方法等について御説明させていただきましたが、次回以降は、実際に法人から提出された社会福祉充実計画について御審議いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回以降の専門分科会における具体的な審議の進め方については、予め長上分科会長と御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、これにて閉会でございます。

15:10 終了